

水 質 関 係

○人の健康の保護に関する環境基準

(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 最終改正 令和 3 年 10 月 7 日環境省告示第 62 号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	JIS* K0102 の 55.2, 55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	JIS K0102 の 38.1.2 (38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2, 38.1.2 及び 38.3, 38.1.2 及び 38.5 又は告示付表 1 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	JIS K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	JISK0102 の 65.2 (65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法。(ただし、告示の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。)
砒素	0.01mg/L 以下	JIS K0102 の 61.2, 61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	JIS K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	JIS K0102 の 67.2, 67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては JIS K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては JIS K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	JIS K0102 の 34.1 (34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、JISK0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 34.1.1c) (注(2)第三文及び 34 の備考 1 を除く。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	JIS K0102 の 47.1, 47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	告示付表 8 に掲げる方法
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 の 43.2.1, 43.2.3, 43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

(注) 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号に定める測定方法に関する付表は省略する。

※ 日本産業規格

○地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	JIS K0102の38.1.2 (JISK0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、JIS K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又はJIS K0102の38.1.2及び38.5に定める方法及び昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	JIS K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	JIS K0102の65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法。(ただし、平成9年環境庁告示第10号別表の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)
砒素	0.01mg/L以下	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L以下	告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジ	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	JIS K0102の34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS K0102の34.1.1c) (注 ⁽²⁾ 第三文及びの34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		
		1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(注) 公共用水域告示及び平成9年3月環境庁告示第10号に定める測定方法に関する付表は省略する。

○人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知

最終改正 令和2年5月28日環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号)

【公共用水域】

	項目名	指針値		項目名	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	15	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/ℓ以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	16	クロルニトロフェン (CNP)	-----*
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	17	トルエン	0.6mg/ℓ以下
4	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	18	キシレン	0.4mg/ℓ以下
5	イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
6	ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	20	ニッケル	-----*
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/ℓ以下	21	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
8	イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	22	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
9	オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/ℓ以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
10	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/ℓ以下	24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
11	プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	25	全マンガン	0.2mg/ℓ以下
12	E P N	0.006mg/ℓ以下	26	ウラン	0.002mg/ℓ以下
13	ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/ℓ以下	27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ 以下 (暫定) *
14	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/ℓ以下			

【地下水】

	項目名	指針値		項目名	指針値
1	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	14	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/ℓ以下
2	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	15	クロルニトロフェン (CNP)	-----*
3	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	16	トルエン	0.6mg/ℓ以下
4	イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	17	キシレン	0.4mg/ℓ以下
5	ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	18	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
6	フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/ℓ以下	19	ニッケル	-----*
7	イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	20	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
8	オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/ℓ以下	21	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
9	クロロタロニル (TPN)	0.05mg/ℓ以下	22	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
10	プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	23	全マンガン	0.2mg/ℓ以下
11	E P N	0.006mg/ℓ以下	24	ウラン	0.002mg/ℓ以下
12	ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/ℓ以下	25	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ 以下 (暫定) *
13	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/ℓ以下			

※ (注) クロルニトロフェン (CNP) の指針値は、平成6年3月15日付環水管第43号で削除
ニッケルの指針値は、平成11年2月22日付け環水企第58号、環水管第49号で削除

※ (注) PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

○生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第62号)

1 河川
ア BOD等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げる物	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上		
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上		
測定方法		JIS K0102 の 12.1に定める 方法又はガラ ス電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	JIS K0102 の 21に定める 方法	告示付表9 に掲げる方 法	JIS K0102 の 32に定める 方法又は隔膜 電極を用いる 水質自動監視 測定装置によ りこれと同程 度の計測結果 の得られる方 法	告示付表10 に掲げる方 法	

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。（*）
 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(*) 県内の河川AA類型の環境基準点においては、20CFU/100ml以下を適用する。

イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		JIS K0102 の 53 に掲げる方法	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	
備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）					

2 湖 沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア COD 等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上		
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上		
測定方法		※1	JIS K0102 の 17 に定める方法	告示付表 9 に掲げる方法	※2	告示付表 10 に掲げる方法	
備考							

- 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。（*1）
 3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。（*2）
 4 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

※1 JIS K0102 の 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
 ※2 JIS K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(*1) 県内の湖沼 AA 類型の環境基準点においては、20CFU/100ml 以下を適用する。
 (*2) 県内の湖沼 A 類型の環境基準点においては、300CFU/100ml 以下を適用する。

イ 全窒素、全燐

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		JIS K0102 の 45.2、45.3、45.4 又は 45.6（45 の備考3を除く。）に定める方法	JIS K0102 の 46.3（46 の備考9を除く。）に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下	
測定方法		JIS K0102 の 53 に定める方法	告示付表 11 に掲げる方法	告示付表 12 に掲げる方法	

エ 底層溶存酸素量

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上	別に水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		JIS K0102 の 32 に定める方法又は告示付表 13 に掲げる方法	
備考			
1 基準値は日間平均値とする。			
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

○水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値（河川及び湖沼）

（平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号）

（平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号）

項目	類型	指針値	項目	類型	指針値
クロロホルム	生物 A	0.7 mg/L 以下	4-t-オクチルフェノール	生物 A	0.001 mg/L 以下
	生物特 A	0.006 mg/L 以下		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
	生物 B	3 mg/L 以下		生物 B	0.004 mg/L 以下
	生物特 B	3 mg/L 以下		生物特 B	0.003 mg/L 以下
フェノール	生物 A	0.05 mg/L 以下	アニリン	生物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.01 mg/L 以下		生物特 A	0.02 mg/L 以下
	生物 B	0.08 mg/L 以下		生物 B	0.02 mg/L 以下
	生物特 B	0.01 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	生物 A	1 mg/L 以下	2,4-ジクロロフェノール	生物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	1 mg/L 以下		生物特 A	0.003 mg/L 以下
	生物 B	1 mg/L 以下		生物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	1 mg/L 以下		生物特 B	0.02 mg/L 以下

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

1 河川

ア BOD等

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
信 濃 川	信濃川上流 (1) (南佐久郡の湯川合流点より上流) (千曲川)	AA	イ	国 S47. 4. 6 (環告第 7 号)
	信濃川上流 (2) (南佐久郡の湯川合流点から大屋橋まで) (千曲川)	A	イ	"
	信濃川上流 (3) (大屋橋から県境まで) (千曲川)	A	ロ	"
	中津川上流 (穴藤ダムより上流)	AA	イ	国 S46. 5. 25 (閣議決定)
	犀 川 (1) (島々谷川合流点より上流)	AA	イ	県 S47. 6. 19 (県告第 378 号)
	犀 川 (2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	A	イ	"
	犀 川 (3) (奈良井川合流点から下流)	A	ロ	"
	依田川 (全域)	A	イ	県 S50. 5. 22 (県告第 281 号)
	奈良井川 (1) (今村橋より上流)	A	イ	"
	奈良井川 (2) (今村橋より下流)	A	ロ	"
	夜間瀬川 (全域) (角間川を含む。)	A	ロ	県 S52. 12. 19 (県告第 670 号)
	高瀬川 (1) (農具川合流点より上流)	AA	イ	"
	高瀬川 (2) (農具川合流点より下流) (農具川を含む。)	A	イ	"
	裾花川 (全域)	A	イ	県 S54. 3. 29 (県告第 264 号)
	神 川 (全域)	A	イ	県 S55. 10. 9 (県告第 645 号)
	鳥居川 (全域)	A	イ	県 S57. 9. 30 (県告第 640 号)
	田 川 (全域)	A	ロ	県 S59. 2. 6 (県告第 115 号)
	湯 川 (全域)	A	イ	県 H6. 1. 24 (県告第 65 号)
	麻績川 (全域)	A	イ	"
	相木川 (全域) (南相木川を含む。)	AA	イ	県 H7. 2. 20 (県告第 128 号)
樽 川 (全域)	A	イ	"	
鎖 川 (全域)	A	イ	"	
鹿曲川 (全域)	AA	ハ	県 H7. 12. 25 (県告第 951 号)	
浦野川 (全域) (産川を含む。)	A	ハ	"	
穂高川 (全域)	AA	ハ	県 H8. 12. 9 (県告第 864 号)	

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
天 竜 川	天 竜 川 (1) (岡谷市と上伊那郡辰野町の境界から三峰川合流点まで)	B	ロ	国 S47. 4. 6 (環告第 7 号)
	天 竜 川 (2) (三峰川合流点から宮ヶ瀬橋まで)	A	ロ	〃
	天 竜 川 (3) (宮ヶ瀬橋から早木戸川合流点まで)	A	イ	〃
	天 竜 川 (4) (早木戸川合流点から鹿島橋まで)	AA	イ	〃
	小 渋 川 (全域)	AA	イ	県 S52. 3. 10 (県告第 130 号)
	松 川 (1) (妙琴橋より上流)	AA	イ	〃
	松 川 (2) (妙琴橋より下流)	A	ハ	〃
	三 峰 川 (全域)	A	イ	県 H6. 1. 24 (県告第 65 号)
	和知野川 (全域) (売木川を含む。)	AA	イ	〃
	阿 智 川 (黒川を含む。) (全域)	AA	イ	県 H7. 2. 20 (県告第 128 号)
	横 川 川 (全域)	AA	ハ	県 H7. 12. 25 (県告第 951 号)
	遠 山 川 (全域) (上村川を含む。)	AA	イ	県 H10. 2. 5 (県告第 60 号)
	諏 訪 湖	上 川 (全域)	A	イ
砥 川 (全域)		A	イ	〃
横 河 川 (全域)		A	イ	〃
天 竜 川 (釜口水門から岡谷市と辰野町の境界まで)		B	ロ	〃
宮 川 (全域)		A	ハ	県 S54. 3. 29 (県告第 264 号)
木 曾 川	木曾川上流 (落合ダムより上流)	AA	イ	国 S45. 9. 1 (閣議決定)
	王 滝 川 (全域) (西野川を含む。)	AA	イ	県 H10. 2. 5 (県告第 60 号)
矢 作 川	矢 作 川 (愛知県境より上流)	AA	イ	県 H8. 12. 9 (県告第 864 号)
姫 川	姫 川 (1) (姫川第 3 ダムより上流)	A	イ	県 S51. 4. 22 (県告第 262 号)
	姫 川 (2) (姫川第 3 ダムから新潟県境まで)	AA	イ	〃
富 士 川	富 士 川 (1) (塩川合流点より上流) (釜無川)	AA	イ	国 S48. 3. 31 (環告第 21 号)

イ 水生生物保全項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
信 濃 川	信濃川 (1) (長生橋より上流に限る)	生物A	イ	国 H22. 9. 24 (環告第 46 号)
	中津川 (群馬県境から新潟県境まで)	生物A	イ	県 H24. 4. 5 (県告第 313 号)
	犀川 (1) (島々谷川合流点より上流)	生物特A	イ*	〃
	犀川 (2) (島々谷川合流点から奈良井川合流点まで)	生物A	イ	〃
	犀川 (3) (奈良井川合流点から下流)	生物A	イ	〃
	依田川 (全域)	生物A	イ	〃
	奈良井川 (1) (今村橋より上流)	生物特A	イ	〃
	奈良井川 (2) (今村橋より下流)	生物A	イ	〃
	夜間瀬川 (全域) (角間川を含む。)	生物A	イ	〃
	高瀬川 (1) (農具川合流点より上流)	生物A	イ	〃
	高瀬川 (2) (農具川合流点より下流)	生物A	イ	〃
	農具川 (全域)	生物特B	イ	〃
	裾花川 (全域)	生物特A	イ	〃
	神川 (全域)	生物A	イ	〃
	鳥居川 (全域)	生物A	イ	〃
	田川 (1) (水神橋より上流)	生物A	イ	〃
	田川 (2) (水神橋より下流)	生物B	イ	〃
	湯川 (全域)	生物特A	イ	〃
	麻績川 (全域)	生物特A	イ	〃
	相木川 (全域)	生物A	イ	〃
	南相木川 (全域)	生物特A	イ	〃
	樽川 (全域)	生物A	イ	〃
	鎖川 (全域)	生物A	イ	〃

水系	水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
信濃川	鹿曲川 (全域)	生物A	イ	〃
	浦野川 (全域)	生物A	イ	〃
	産川 (全域)	生物B	イ	〃
	穂高川 (全域)	生物A	イ	〃
天竜川	天竜川上流 (鹿島橋より上流に限る(岡谷市と上伊那郡辰野町の境界まで))	生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)
	小渋川 (全域)	生物A	イ	県 H24. 4. 5 (県告第 313 号)
	松川 (全域)	生物A	イ	〃
	三峰川 (船形沢合流点より下流を除く。)	生物特A	イ	〃
	和知野川 (全域) (売木川を含む。)	生物A	イ	〃
	阿智川 (全域) (黒川を含む。)	生物A	イ	〃
	横川川 (全域)	生物特A	イ	〃
遠山川 (全域) (上村川を含む。)	生物A	イ	〃	
諏訪湖	上川 (全域)	生物A	イ	〃
	砥川 (全域)	生物A	イ	〃
	横河川 (全域)	生物A	イ	〃
	天竜川 (釜口水門から岡谷市と辰野町の境界まで)	生物B	イ	〃
	宮川 (全域)	生物A	イ	〃
木曾川	木曾川(1) (中濃大橋より上流に限る(味噌川ダム貯水池を除く。))	生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)
	王滝川 (濁川合流点からウグイ川合流点の間を除く。)	生物特A	イ	県 H24. 4. 5 (県告第 313 号)
	西野川 (全域)	生物A	イ	〃
矢作川	矢作川 (愛知県境より上流)	生物A	イ	〃
姫川	姫川 (新潟県境より上流)	生物A	イ	〃
富士川	富士川上流 (笛吹川合流点より上流に限る)(釜無川)	生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)

※ (ただし、稲核ダムから島々谷川合流点までの区間は環境基準の全亜鉛の適用を除外する。)

2 湖 沼

ア COD等

水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
諏訪湖 (全 域)	A	ハ	国 S46. 5. 25 (閣議決定)
白樺湖 (全 域)	A	ロ	〃
蓼科湖 (全 域)	A	ロ	〃
猪名湖 (松原湖)(長湖、大月湖を含む) (全 域)	A	イ	県 S51. 5. 4 (県告第 280 号)
女神湖 (全 域)	A	イ	〃
みどり湖 (全 域)	A	イ	〃
美鈴湖 (全 域)	A	イ	〃
青木湖 (全 域)	AA	イ	〃
中綱湖 (全 域)	AA	ロ	〃
木崎湖 (全 域)	AA	ロ	〃
丸 池 (琵琶池を含む) (全 域)	A	ロ	〃
大座法師池 (全 域)	A	イ	〃
野尻湖 (全 域)	AA	ハ	〃
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全 域)	A	イ	国 H21. 3. 31 (環告第 14 号)

イ 窒素・燐

水 域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日	備 考
諏訪湖 (全 域)	IV	ハ	県 S59. 4. 12 (県告第 350 号)	} 全窒素については 当分の間適用しな い。
青木湖 (全 域)	I	イ	県 S60. 3. 22 (県告第 250 号)	
中綱湖 (全 域)	II	ハ	〃	
木崎湖 (全 域)	II	ハ	〃	
野尻湖 (全 域)	I	ハ	県 H 元. 4. 10 (県告第 319 号)	} 全窒素の項目の基準値 を除く。
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全 域)	II	イ	国 H21. 3. 31 (環告第 14 号)	

ウ 水生生物保全項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

水	域	該当類型	達成期間	指定の種類及び 年 月 日
諏訪湖	(全域)	湖沼生物A	イ	県 H25. 2. 25 (県告第 72 号)
白樺湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
蓼科湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
猪名湖	(長湖及び大月湖を含む全域 (松原湖))	湖沼生物A	イ	〃
女神湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
みどり湖	(全域)	湖沼生物B	イ	〃
美鈴湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
青木湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
中綱湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
木崎湖	(全域)	湖沼生物A	イ	〃
丸池	(琵琶池を含む全域)	湖沼生物A	イ	〃
大座法師池	(全域)	湖沼生物B	イ	〃
野尻湖(1) (野尻湖(2)を除く。)		湖沼生物A	イ	〃
野尻湖(2) (亀石の標柱と金山の標柱を結んだ線の北西側)		湖沼生物特B	イ	〃
味噌川ダム貯水池 (奥木曾湖) (全域)		湖沼生物A	イ	国 H21. 11. 30 (環告第 80 号)

(注) 達成期間の区分は次のとおりとする。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況図

